

○湖周行政事務組合議会定例会の招集時期に関する規則

平成 23 年 9 月 1 日

規則第 1 号

湖周行政事務組合議会の定例会は、毎年 3 月及び 9 月に開く。ただし、都合により招集の時期を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。